令和８年（フ）第４５７号
相模原市緑区根小屋2492番地３
債務者　清水佳代子
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３７３号
愛知県豊田市平戸橋町石平１番地23　フォーブルいしひら103号
債務者　安井　晃司
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３８２号
愛知県刈谷市大正町６丁目103番地　内藤ビル403号、前住所愛知県刈谷市小垣江町御茶屋下４番地25　ミクロカット工業（株）寮
債務者　石田　英樹
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第８９１号
札幌市西区西野８条５丁目11番17号　水上アパート101号
債務者　髙橋　一磨
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１４０号
北海道江別市大麻高町７番地の２　大麻駅前ハイツ５号室
債務者　長門　亜耶
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３４７号
札幌市西区西町北17丁目３番２―105号
債務者　岡崎　理華（旧姓上野）
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４２７号
札幌市北区北36条西４丁目２番11―502号
債務者　仲元ほの香
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４３９号
札幌市北区麻生町１丁目６番26号　ローヤルハイツ麻生207号
債務者　伊藤英理香
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４５６号
札幌市中央区北５条西９丁目５番地８　フォーシーズンズ植物園901号
債務者　野田　広幸
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５００号
札幌市西区八軒10条東１丁目１番８号　フォーレスト八軒101号
債務者　川村　　仁
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５１３号
札幌市北区屯田９条３丁目２番２―1012号
債務者　渡邉　景子
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５２０号
札幌市清田区平岡４条７丁目３番３号　ＭＵＫＵの家平岡公園Ｂ号
債務者　長内　　昭
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５４４号
札幌市豊平区月寒東５条17丁目７番10号　Ｋ２オオタキビル202号
債務者　江口昇太郎
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５７３号
札幌市豊平区豊平４条３丁目４番７―203号
債務者　黒崎　理絵
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６８１号
札幌市中央区南５条西12丁目1297番地20　カサオリエンタル202号
債務者　木下　龍哉
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４０号
群馬県前橋市広瀬町二丁目32番地　ＨＦ―578号、住民票上の住所群馬県前橋市広瀬町三丁目28番地４　Ｅ棟　457号
債務者　中山　成美
１　決定年月日時　令和８年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
　　前橋地方裁判所民事部破産再生係